

山梨県公報

号外第十六号

平成二十三年

二月二十五日

日 曜 金

目次

規 則

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則……………一
山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則……………五

規 則

山梨県規則第一号

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県宿舍管理規則の一部を改正する規則

山梨県宿舍管理規則(昭和四十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう)の役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第十一条の二第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、自動車の保管場所を使用しようとする者が入居の承認を受けた宿舍の所在地を申請に係る自動車の使用の本拠の位置としないときは、宿舍管理者は、相当の理由があると認められる場合を除き、自動車の保管場所の使用を承認しないものとする。

第十一条の二に次の一項を加える。

5 自動車の保管場所の使用について承認を受けた者(前項の規定により、入居の承認を受けた宿舍の所在地を同項の承認に係る自動車の使用の本拠の位置としないことについて相当の理由があると認められた者を除く。)は、使用自動車報告書(第五号様式)に、当該承認を受けた自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車検査証の写しを添付して、使用の承認があつた日から一月以内に

宿舍管理者に提出しなければならない。
第四号様式の二から第五号様式までを次のように改める。

年 月 日

宿舎管理者 殿

所属名

職名

氏名

印

自動車保管場所使用申請書

次のとおり自動車の保管場所を使用したいので、承認してください。

- 1 宿舎の所在地
- 2 宿舎番号
- 3 自動車の車名
- 4 自動車の登録番号又は車両番号
- 5 自動車の使用者（本人との続柄）
- 6 使用理由
- 7 宿舎の所在地を自動車の使用の本拠の位置としないことについて相当の理由がある場合は、その理由

次の□にチェックを入れてください（7に該当する場合を除く。）。

- 自動車の保管場所の使用について承認を受けたときは、当該承認に係る自動車について、入居の承認を受けた宿舎の所在地を使用の本拠の位置とします。
- 使用自動車報告書（第5号様式）に自動車検査証（車検証）の写しを添付して、使用の承認のあつた日から1月以内に提出します。
- 上記が満たされないことが確認された場合は、自動車の保管場所の使用の承認を取り消されても異議はありません。

第4号様式の3（第11条の2関係）

年 月 日

所属部課 職 氏名 殿

宿舎管理者

印

自動車保管場所使用承認書

山梨県宿舎管理規則を遵守することを条件として、次により自動車の保管場所の使用を承認します。

- 1 宿舎の所在地
- 2 宿舎番号
- 3 保管場所に係る入居料加算額 円
- 4 指定保管場所（区画番号）
- 5 その他（宿舎の所在地を自動車の使用の本拠の位置としないことについて相当の理由がある場合を除く。）
 - （1）自動車の保管場所の使用について承認を受けたときは、当該承認に係る自動車について、入居の承認を受けた宿舎の所在地を使用の本拠の位置とすること。
 - （2）使用自動車報告書（第5号様式）に自動車検査証（車検証）の写しを添付して、使用の承認のあつた日から1月以内に提出すること。
 - （3）（1）及び（2）が満たされないことが確認された場合は、使用の承認を取り消すこととなること。

年 月 日

宿舎管理者 殿

所属名
職名
氏名

印

使用自動車報告書

使用自動車について、次のとおり報告します。

- 1 宿舎の所在地
- 2 宿舎番号
- 3 自動車の車名
- 4 自動車の登録番号又は車両番号

※自動車検査証（車検証）の写しを添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年三月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の山梨県宿舍管理規則第十一条の二及び第四号様式の二から第五号様式までの規定は、この規則の施行の日以後に行われる自動車の保管場所の使用の申請について適用し、同日前に行われた自動車の保管場所の使用の申請については、なお従前の例による。

山梨県規則第二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十二条第一項」の下に、「第三十三条及び第三十四条」を加え、「移入及び移動を制限する」を「移動等の制限に關し必要な事項を定める」に改める。

第九条第一項中「第四条及び第五条第一項」を「第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第六条から第八条までを二条ずつ繰り下げる。

第五条の次に次の二条を加える。

(家畜集合施設の開催等の制限)

第六条 知事が指定する区域内における、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物又はと畜場若しくは化製場の事業は、家畜保健衛生所長の指示を受けなければ、これを開催し、又は行つてはならない。

2 前項の指示は、文書をもつてする。

(放牧等の制限)

第七条 知事が指定する家畜は、家畜保健衛生所長の指示を受けなければ、知事の指定する区域内において、放牧、種付け、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を行つてはならない。

2 前項の指示は、文書をもつてする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番